

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社晴耕舎
法人番号：8110001022693
住 所：新潟県長岡市宮本町1丁目831番地
- 指名停止措置期間：令和7年5月19日から令和7年6月1日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲：北陸地方測量部管内
- 事実概要：

(株)晴耕舎は、新潟県長岡市内における「医療法人恵愛会大島病院野積保養所解体工事」の元請負人であるが、令和5年12月12日、一次下請会社の従業員が解体用車両系建設機械の運転資格がないにもかかわらず、解体用つかみ機の運転業務を行い、運転操作を誤り、付近で作業を行っていた同一次下請会社の別の従業員1名が、解体用つかみ機と建物の柱に挟まれ、死亡する工事関係者事故が発生した。同工事の全般と安全管理を統括していた現場代理人である(株)晴耕舎の従業員は、一次下請会社の従業員に解体用つかみ機を使用させて作業を行うに当たり、工事工程に関する計画及び解体用つかみ機の配置に関する計画を作成しなければならなかったのに、作成せず、労働災害を防止するための必要な措置を講じなかった。

このことから、法人及び同社従業員が、労働安全衛生法違反により罰金刑に処され、令和6年10月29日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、新潟県知事から令和7年3月5日に監督処分(指示)を受けた。

5. 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者である株式会社晴耕舎の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 領	期 間
1～7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)